

年金分割の合意書

【合意内容】

(甲) 年金太郎 と (乙) 年金花子 は、次の事項について合意したので、ここに合意書を作成する。

第一条 厚生年金保険法第78条の2第1項の規定に基づき、標準報酬の改定または決定の請求をすること。

第二条 第一条に規定する請求について、請求すべき按分割合を

0. 45000 とすること。

令和 XX 年 XX 月 XX 日

署名等 (甲)	個人番号 (または基礎年金番号)	XXXXXXXX-XXXXXXXX	
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和	XX年XX月XX日
	氏名	年金太郎	

署名等 (乙)	個人番号 (または基礎年金番号)	XXXXXXXX-XXXXXXXX	
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和	XX年XX月XX日
	氏名	年金花子	

※ 記入・署名の前に裏面の注意事項を必ずお読みください。

記入例および注意事項

「合意内容」欄は、(甲)または(乙)本人がご記入ください。

委任状がある場合でも、代理人が代わって記入することはできません。

代理人が持参される場合は、事前に(甲)または(乙)本人が記入したものを準備していただく必要があります。

「合意内容」欄には、当事者の氏名および請求すべき按分割合を「年金分割のための情報通知書」に記載された按分割合の範囲内で、最大で小数点以下第5位までご記載ください。(上限は0.5です。)

「署名等」欄には、必ず(甲)および(乙)本人がそれぞれご署名ください。

委任状がある場合でも、代理人が代わって記入することはできません。

代理人が持参される場合は、事前に(甲)および(乙)本人がそれぞれ署名したものを準備していただく必要があります。

「年金分割の合意書」に必要な添付書類

(1) 「合意書」を当事者本人が持参する場合

本人確認書類(以下の①～⑤のいずれか1つ)

- ① 運転免許証
- ② 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)
- ③ パスポート(令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る。)
- ④ 個人番号カード(マイナンバーカード)
- ⑤ 印鑑およびその印鑑に係る印鑑登録証明書

※ 住民基本台帳カード(有効期間内のもので顔写真付に限る)は④個人番号カードと同様に扱います。

(2) 「合意書」を代理人が持参する場合

委任状(年金分割の合意書用)および委任状に係る添付書類

※ 委任状に係る添付書類は、委任状の裏面をご覧ください。

(注) 標準報酬改定請求手続きに際しては、別途、必要となる添付書類があります。

年金分割の合意書に不備がある場合は、年金分割請求に応じられませんので、ご注意ください。

年金事務所等使用欄		※ 職員が記入するため、請求者は記入不要です			
	提出者区分	確認書類	印鑑照合欄	確認欄	受付印
甲	本人・代理人	運転免許証・運転経歴証明書 パスポート・個人番号カード 印鑑登録証明書	記入不要		
乙	本人・代理人	運転免許証・運転経歴証明書 パスポート・個人番号カード 印鑑登録証明書			